



平成 24 年 11 月 29 日

各 位

会社名 三菱重工業株式会社
代表者 取締役社長 大宮 英明
(コード番号 7011)
上場取引所 東 大 名 福 札
問合せ責任者 総務部長 近藤 孝司
(TEL03-6716-3111)

会社名 日本輸送機株式会社
代表者 取締役社長 二ノ宮 秀明
(コード番号 7105)
上場取引所 東 大
問合せ責任者 総務部長 四方田 純夫
(TEL075-956-8602)

三菱重工業株式会社のフォークリフト事業を 会社分割により日本輸送機株式会社が承継することについての基本合意書締結に関するお知らせ

三菱重工業株式会社（以下、「三菱重工」といいます。）と同社の持分法適用関連会社（20.01%の持株比率）である日本輸送機株式会社（以下、「ニチュ」といいます。）は、平成 24 年 11 月 29 日開催のそれぞれの取締役会決議を経て、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、三菱重工のフォークリフト事業（以下、「分割対象事業」といいます。）を会社分割（以下、「本件会社分割」といい、本件会社分割後のニチュを「統合会社」といいます。）によりニチュが承継すること（以下、「本件統合」といいます。）に関し、本日付で基本合意書（以下、「本件基本合意書」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、今回の発表における未決定部分につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 本件統合

(1) 本件統合の目的

ニチュは、国内で初めてバッテリー式フォークリフトを開発したメーカーとして、主として日本国内とアジア圏において中小型のバッテリー式フォークリフトや物流システム等の製品を中心に事業を展開しております。業界に先駆けて環境に配慮した保管・搬送技術の開発を行い、CO₂ の排出抑制、省エネルギーを実現する保管・搬送機器をご提供することによって、お客さまの経営改善・環境改善への貢献に努めてまいりました。平成 24 年 3 月期には、東日本大震災、タイにおける大規模水害、欧州債務危機の深刻化などの経済悪化要因もある中で過去最高の売上高を達成し、平成 25 年 4 月には NFS 社（Shanghai Nichiyu Forklift Manufacturing Co., Ltd. : 上海ニチュフォークリフト製造有限公司、中国 上海市）に次ぐ第二の海外生産拠点となる NFT 社（Nichiyu Forklift (Thailand) Co., Ltd.、タイ）が稼働するなど、更なる成長を目指している途上にあります。様々な施策によって堅調な成長を実現してきた一方で、ニチュにとって最大の収益源であり売上高の 88% を占める国内事業は今後大きな伸張が見通しにくい状況となり、同業他社との競争も激化の傾向にあります。成長が期待できる新興国市場を中心に海外事業を拡大していくためには、エンジン式フォークリフトを始めとする製品ラインナップの充実やコスト競争力の強化、販売ルートの拡大、オペレーション・技術開発力の強化等が喫緊の課題となっております。

三菱重工は、小型から大型までのエンジン式フォークリフトに強みを持ち、北米、欧州、アジア、日本を中心に全世界を販売先とした事業を展開しております。特に海外市場に強みを持ち売上に占める海外比率は 90% に達します。ディーゼルエンジンや変速機等主要コンポーネントを独自開発、高性能・高品質の車両を目指すとともに、排気ガス規制対応などの環境対策やオペレータ保護などの安全対策にも積極的に取り組み、先進国から新興国まで幅広いお客様のニーズに対応しております。平成 4 年に三菱重工、米国キャタピラー社と三菱商事との間で設立した MCFA 社 (Mitsubishi Caterpillar Forklift America Inc.、米国 ヒューストン市)、MCFE 社 (Mitsubishi Caterpillar Forklift Europe B.V.、オランダ アルメア市)、MCFS 社 (Mitsubishi Caterpillar Forklift Asia Pte Ltd.、シンガポール) の三社を中心に、平成 20 年には屋内物流機器の専門メーカーである Rocla 社 (Rocla Oy、フィンランド ヤルベンパ市) を買収、平成 22 年には Jungheinrich 社 (ドイツ ハンブルグ) と北米の販売網を統合、製造会社である MFD 社 (Mitsubishi Heavy Industries Forklift (Dalian) Co., Ltd. : 三菱重工叉車 (大連) 有限公司、中国 大連市) を本格的に立ち上げ、さらなる事業拡大を図ってまいりました。しかしながら、先進国を中心に商品の主流がエンジン式からバッテリー式に移行している昨今の市場環境下でエンジン車を中心とするビジネスモデルでは今後の事業拡大は難しく、全世界でバッテリー式フォークリフトを含めたフルラインナップの品揃えと物流ソリューション提案力の強化が喫緊の課題となっております。

主力製品や商圏の異なる両社は、これまでも協力体制を築いてまいりました。具体的には、ニチュが平成 19 年 6 月に三菱重工に対して第三者割当増資による新株発行を行い三菱重工がニチュの筆頭株主となっており、また、ニチュと三菱重工は平成 21 年 4 月に国内フォークリフト販売事業を統合して合併会社を設立しております。更に平成 24 年 11 月 8 日には三菱重工のフォークリフトの生産体制再編の一環として、国内向け小型車をニチュへの生産委託とすることを公表しております。両社は、こうした協力体制の深化に関する協議の中で、部分的な協業のみならず、事業の統合の可能性についても協議を行ってまいりました。その結果、急速な変化の途上にある世界のフォークリフト市場を踏まえると、経営を一体化して事業競争力強化に取り組んでいくことが最良の選択肢であるとの結論に至り、フォークリフト事業を統合することで基本合意に達しました。

両社が事業を統合することで、部分的な協業では実現できなかった商品ラインナップの充実、販売ルートの共通化・最適化、効率的且つ市場ニーズに即した製品開発、原材料の調達と生産の最適化、グループ全体での人員配置や設備投資の最適化、等の効果が見込まれ、グローバルな競争力を強化することが可能となります。また、機動的かつ柔軟に対応できる組織構造に転換し、両社の開発技術の融合や新事業領域への展開を図り、今後一層の事業強化と成長分野への取り組みを加速し、フォークリフト事業で世界第三位グループとなる企業を構築し、グローバルなリーディングカンパニーを目指します。

なお、本件会社分割による両社の事業の統合においては、統合会社を三菱重工の連結子会社とすることで両社合意にいたっておりますが、両社は、ニチュが上場企業として独立した経営の下で堅調な成長を続けてきたことから、引き続き上場会社として独立した運営を推進していくことが統合会社の事業成長及び三菱重工グループの連結業績への貢献に繋がると判断いたしました。それに加えて、両社は、本件会社分割の対価全体やニチュの既存株主の皆様の議決権に生じる希釈化の影響（一時に大幅な議決権の希釈化が生じることを避けること）等に鑑み、それぞれ多面的な観点から検討し、協議を重ねた上で、本件会社分割に伴い三菱重工に割り当てる対価の一部を議決権のない種類株式とし、本件会社分割の効力発生直後における三菱重工の統合会社に対する議決権割合を 49.4% とすることに合意いたしました。

本件会社分割により発行済株式総数が増加することになるため、ニチュ株式の希釈化（種類株式を含めた希釈化率は約 127% (59,488,181 株/46,902,832 株) となります。）が生じ、既存のニチュ株主の皆様において相対的な議決権比率の低下及び一株当たりの利益が変動することとなります。しかしながら、ニチュとしては、本件会社分割により上記のような様々な事業統合の効果が期待できることから、中長期的にはこれを上回る価値を享受することができるものであり、ひいてはニチュの既存株主の皆様の利益向上に資することになると考えております。

今後両社は、今回の事業統合の効果を最大限享受できるよう企業価値向上に取り組むことで、両社の株主の皆様のご期待に応えられるよう、努めてまいります。

（２）本件基本合意書の概要

両社は、本件基本合意書において、本件統合及び本件会社分割の概要、並びに、平成 25 年 2 月 6 日付で本件会社分割の条件を定める会社分割契約書及び本件統合に関連するその他の条件を定めた統合契約書を締結し、平成 25 年 4 月 1 日付で本件統合を実行できるよう、合理的な最大限の努力を尽くす旨を合意しております。

また、両社は、本件基本合意書において、①三菱重工が、その統合会社に対する議決権割合が 20%を下回らない限り、統合会社の取締役 11 名のうち自らの議決権割合に応じた人数（本件統合直後における三菱重工の統合会社に対する議決権割合は 49.4%となるため 5 名となります）及び統合会社の監査役 5 名のうち 1 名を指名できること、②統合会社が三菱重工の連結子会社又は関連会社に該当する限り、三菱重工の統合会社に対する議決権割合を希釈化させるおそれのある行為等、一定の事項について三菱重工の事前の同意を要すること、③統合会社が三菱重工の連結子会社に該当する限り、統合会社の事業・経営に関する一定の事項（経営計画、利益計画及び資金計画の策定等）について、統合会社が三菱重工と事前に協議すること並びに④三菱重工が、その統合会社に対する議決権割合が 49.4%を超えることとなる統合会社の株式の取得を行う場合及び統合会社の株式を第三者に譲渡する場合には、統合会社と事前に協議すること等を合意しております。

２．本件会社分割による事業承継の要旨

（１）日程

取 締 役 会 決 議 日	平成 24 年 11 月 29 日
本 件 基 本 合 意 書 締 結 日	平成 24 年 11 月 29 日
会社分割契約書及び統合契約書締結日	平成 25 年 2 月 6 日（予定）
臨時株主総会開催日（ニチュ）	平成 25 年 2 月下旬（予定）
本 件 会 社 分 割 効 力 発 生 日	平成 25 年 4 月 1 日（予定）

なお、本件会社分割は、分割会社である三菱重工においては会社法第 784 条第 3 項に規定する簡易吸収分割の要件に該当するため、三菱重工は株主総会の承認を得ずに行う予定です。

（２）本件会社分割の方式

三菱重工を分割会社とし、ニチュを承継会社とする吸収分割とします。

（３）本件会社分割に係る割当の内容

ニチュは本件会社分割の対価として、ニチュの普通株式 27,213,437 株及び別紙の内容による A 種種類株式 32,274,744 株（以下、「A 種種類株式」といいます。）の合計 59,488,181 株を三菱重工に対して割り当て交付します。なお、A 種種類株式は議決権を有しないものの、普通株式と実質的に同等の価値となるよう、剰余金の配当や残余財産の分配では普通株式と同順位とし、また三菱重工は取得請求権の行使によりいつでも普通株式へと転換する権利を確保する一方で、ニチュは、かかる取得請求権が行使された場合、取得条項に基づき、普通株式の時価にて、当該取得請求権が行使された A 種種類株式の全部又は一部を取得する権利を有しています（詳細な内容は別紙をご参照ください）。

なお、本件会社分割に伴い三菱重工に割り当てる対価の一部を議決権のない種類株式とし、本件会社分割の効力発生直後における三菱重工の統合会社に対する議決権割合を 49.4%（A 種種類株式が全て普通株式に転換された場合の議決権割合は 64.75%）とすることについては、両社が、ニチュが上場企業として独立した経営の下で堅調な成長を続けてきたことを重視し、引き続き上場会社として独立した運営を推進していくことが統合会社の事業成長及び三菱重工グループの連結業績への貢献に繋がると判断したことに加えて、本件会社分割の対価全体やニチュ株主の議決権に生じる希釈化の影響（一時に大幅な議決権の希釈化が生じることを避けること）等に鑑み、下記 3.（２）のとおり、それぞれ多面的な観点から検討し、協議を重ねた上で、両社の株主の利益に資すると判断し、合意に至りました。

上記割当株式数は、下記 3.（２）における算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(4) 本件会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
分割会社の新株予約権に基づく義務を、承継会社には移転又は承継させません。
なお、三菱重工は、新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 会社分割により増減する資本金
会社分割契約書締結時に決定いたします。

(6) 承継会社が承継する権利義務

ニチュは、分割対象事業に係る資産・負債及び契約上の地位等の権利義務（三菱重工が直接又は間接的に保有する Mitsubishi Caterpillar Forklift America Inc.、Mitsubishi Caterpillar Forklift Europe B.V.、Mitsubishi Caterpillar Forklift Asia Pte Ltd.、Rocla Oy、三菱重工叉車（大連）有限公司及びニチュ MHI フォークリフト株式会社の全ての株式又は持分を含みます。ただし、分割対象事業に従事する三菱重工の従業員との間の労働契約を除きます。）を会社分割契約書に定める範囲において承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

三菱重工及びニチュは、本件会社分割の効力発生日以降に弁済期が到来する債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

3. 本件会社分割に係る割当の内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

本件会社分割の割当株式数の公正性及び妥当性を期すため、三菱重工は野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、ニチュは三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定し、割当株式数の算定を依頼しました。

野村證券は、割当株式数の算定にあたって、分割対象事業については類似会社比較法及びディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）により、ニチュについては市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を採用して算定を行い、三菱重工は野村證券から分割対象事業に対する割当株式数に関する算定書を取得いたしました。また、三菱重工は、野村證券から、平成 24 年 11 月 29 日付にて、下記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、上記 2.（3）の割当株式数が三菱重工にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

上記各手法による分割対象事業に対する割当株式数の算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

分割対象事業の 評価手法	ニチュの 評価手法	割当株式数の評価レンジ
類似会社比較法	市場株価平均法	27,201,328 株～205,232,395 株
類似会社比較法		21,989,786 株～73,145,895 株
DCF 法		55,387,795 株～72,098,724 株

なお、野村證券は、フェアネス・オピニオンの提出及びフェアネス・オピニオンに記載された意見の表明並びにその基礎となる割当株式数の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、分割対象事業及びニチュとそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。分割対象事業及びニチュの財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、割当株式数の算定にあたって、分割対象事業及びニチュについて、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）、類似会社比較分析の各手法を採用して算定を行いました。ニチュは、フェアネス・オピニオンを取得しておりませんが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から分割対象事業に対する割当株式数に関する算定書を取得いたしました。

上記各手法による分割対象事業に対する割当株式数の算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

評価手法	割当株式数の評価レンジ
DCF分析	49,191,986株～64,687,336株
類似会社比較分析	54,783,011株～69,017,083株

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、分割対象事業に対する割当株式数の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、分割対象事業及びニチュとそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。分割対象事業及びニチュの財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、野村證券によるDCF法及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券によるDCF分析の前提とした分割対象事業及びニチュの事業計画には、三菱重工においては、上記1.（1）に記載の生産体制再編によりコスト構造が変化していること等を、ニチュにおいては、上記1.（1）に記載の、タイにおける生産拠点の移動による、アジア及び東欧での売上高の増加等を理由として、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。

（2）算定の経緯

上記のとおり、三菱重工は野村證券に、ニチュは三菱UFJモルガン・スタンレー証券に、それぞれ本件会社分割に際する割当株式数の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務状況、資産の状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、両社で割当株式数について慎重に協議を重ねました。その結果、両社は上記2.（3）の割当株式数が妥当であり、両社の株主の利益に資すると判断し、合意に至りました。

ただし、上記割当株式数は、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

（3）算定機関との関係

第三者算定機関である野村證券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、いずれも三菱重工及びニチュの関連当事者には該当いたしません。

（4）上場廃止となる見込み及びその事由

本会社分割において、三菱重工及びニチュに関し、上場廃止となる見込みはありません。

（5）公正性を担保するための措置

三菱重工は、本件会社分割の公正性を担保するため、上記3.（1）に記載の通り、三菱重工及びニチュのいずれからも独立した第三者算定機関である野村證券から、分割対象事業に対する割当株式数に関する算定書を取得いたしました。加えて、三菱重工は、平成24年11月29日付にて、野村證券から上記3.（1）に記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、上記2.（3）の割当株式数が三菱重工にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

一方、ニチュは、本件会社分割の公正性を担保するため、上記3.（1）に記載の通り、三菱重工及びニチュのいずれからも独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、分割対象事業に対

する割当株式数に関する算定書を取得いたしました。

(6) 利益相反を回避するための措置

三菱重工及びニチュは親会社と子会社の関係にはありません。三菱重工においては、本件基本合意書の締結に関して取締役会決議を行う際に利益相反の関係を有する取締役はおりませんので、特段の利益相反を回避するための措置は講じておりません。一方、ニチュにおいては、ニチュの取締役 11 名のうち、社外取締役である種村茂氏は三菱重工の従業員を兼任しており、利益相反のおそれを回避する観点から、ニチュにおける本件基本合意書の検討並びにニチュの取締役会における本件基本合意書締結の審議及び決議には参加しておりません。

上記ニチュの取締役会においては、種村茂氏を除くニチュの取締役全員が出席し、出席した取締役全員の賛成により本件基本合意書を締結することを決議しており、また、常勤及び非常勤監査役全員が出席し、いずれの監査役も異議がない旨の意見を述べております。

4. 当事会社の概要（平成 24 年 9 月 30 日現在）

分割会社（三菱重工）

(1)	名 称	三菱重工業株式会社		
(2)	所 在 地	東京都港区港南二丁目 16 番 5 号		
(3)	代表者の役職・氏名	取締役社長 大宮 英明		
(4)	事 業 内 容	船舶・海洋、原動機、機械・鉄構、航空・宇宙、汎用機・特殊車両、その他事業における製造等		
(5)	資 本 金	265,608 百万円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和 25 年 1 月 11 日		
(7)	発 行 済 株 式 数	3,373,647,813 株		
(8)	決 算 期	3 月 31 日		
(9)	従 業 員 数	68,887 名（連結）（平成 24 年 3 月 31 日現在）		
(10)	主 要 取 引 先	三菱商事（株）、三菱電機（株）		
(11)	主 要 取 引 銀 行	(株) 三菱東京UFJ 銀行 三菱UFJ 信託銀行（株） (株) みずほコーポレート銀行		
(12)	大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行（株）信託口	5.37%	
		日本マスタートラスト信託銀行（株）信託口	5.02%	
		野村信託銀行（株）退職給付信託三菱東京UFJ 銀行口	3.72%	
		SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	2.46%	
		明治安田生命保険（相）	2.37%	
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	三菱重工は、ニチュの発行済株式総数の 20.01%を所有し、筆頭株主に該当いたします。		
	人 的 関 係	ニチュの取締役会長及び社長が、三菱重工の出身である他、非定期に三菱重工から人材の派遣を行っております。		
	取 引 関 係	両社の合弁会社である、ニチュMHIフォークリフト株式会社に三菱重工とニチュはフォークリフトを供給する他、ニチュが、三菱重工から製造部品の供給を受け、また、ニチュが三菱重工にフォークリフトのOEM供給を行う等、包括的な取引関係にあります。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	ニチュは、三菱重工の持分法適用会社に該当いたします。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期

連 結 純 資 産	1,328,772	1,312,678	1,306,366
連 結 総 資 産	4,262,859	3,989,001	3,963,987
1株当たり連結純資産(円)	380.80	376.17	374.08
連 結 売 上 高	2,940,887	2,903,770	2,820,932
連 結 営 業 利 益	65,660	101,219	111,961
連 結 経 常 利 益	24,009	68,113	86,182
連 結 当 期 純 利 益	14,163	30,117	24,540
1株当たり連結当期純利益(円)	4.22	8.97	7.31
1株当たり配当金(円)	4.00	4.00	6.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

承継会社（ニチュ）

(1) 名 称	日本輸送機株式会社		
(2) 所 在 地	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 ニノ宮 秀明		
(4) 事 業 内 容	国内フォークリフト事業、海外事業、物流システム事業及びその他事業に係る製品の製造、販売及び保守サービス		
(5) 資 本 金	4,890 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	昭和12年8月4日		
(7) 発 行 済 株 式 数	46,977,832 株		
(8) 決 算 期	3月31日		
(9) 従 業 員 数	2,872 名 (連結)		
(10) 主 要 取 引 先	京栄ニチュ (株)、特殊車輛整備工業 (株)、日輸工業 (株)		
(11) 主 要 取 引 銀 行	(株) 三菱東京UFJ銀行 (株) 京都銀行 (株) 滋賀銀行		
(12) 大株主及び持株比率	三菱重工 20.01% (株) GSユアサ 10.01% 日本トラスティ・サービス信託銀行 (株) 6.46% 明治安田生命保険 (相) 5.89% 日本マスタートラスト信託銀行 (株) 5.56%		
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	三菱重工は、ニチュの筆頭株主に該当いたします。		
人 的 関 係	ニチュの取締役会長及び社長が、三菱重工の出身である他、非定期に三菱重工から人材の受入れを行っています。		
取 引 関 係	両社の合弁会社である、ニチュMHI フォークリフト株式会社にニチュと三菱重工はフォークリフトを供給する他、ニチュが、三菱重工から製造部品の供給を受け、また、ニチュが三菱重工にフォークリフトのOEM供給を行う等、包括的な取引関係にあります。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	三菱重工は、ニチュのその他の関係会社に該当します。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連 結 純 資 産	16,487	16,135	16,816
連 結 総 資 産	57,010	59,837	63,287
1株当たり連結純資産(円)	350.22	347.24	364.93

連 結 売 上 高	65,903	71,918	82,006
連 結 営 業 利 益	△3	1,111	1,793
連 結 経 常 利 益	4	1,163	1,991
連 結 当 期 純 利 益	△805	421	869
1株当たり連結当期純利益(円)	△17.17	8.99	18.54
1株当たり配当金(円)	3	3	6

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 分割又は承継する部門の事業内容

本件会社分割により分割又は承継する事業は、三菱重工のフォークリフト事業であります。

(2) 分割又は承継する部門の経営成績（平成24年3月）

	分割対象事業
売 上 高	114,043 百万円

(3) 分割又は承継する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額（百万円）	項目	帳簿価額（百万円）
流 動 資 産	6,861	流 動 負 債	283
固 定 資 産	9,717	固 定 負 債	-
合 計	16,578	合 計	283

なお、上記に記載されている項目及び帳簿価額は平成24年3月31日現在の金額であり、実際に分割される金額は上記と異なることがあります。

5. 本件会社分割後の状況

分割会社（三菱重工）

(1) 名 称	三菱重工業株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区港南二丁目16番5号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 大宮 英明
(4) 事 業 内 容	船舶・海洋、原動機、機械・鉄構、航空・宇宙、汎用機・特殊車両、その他事業における製造等
(5) 資 本 金	265,608 百万円
(6) 決 算 期	3月31日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

承継会社（ニチユ）

(1) 名 称	現時点では確定しておりません。
(2) 所 在 地	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	現時点では確定しておりません。
(4) 事 業 内 容	国内フォークリフト事業、海外事業、物流システム事業及びその他事業に係る製品の製造、販売及び保守サービス
(5) 資 本 金	現時点では確定しておりません。
(6) 決 算 期	3月31日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

三菱重工	1. 単独決算:「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、受取対価が承継会社の株式のみである場合の会計処理を適用する予定です。本処理による三菱重工単独決算における損益計算書に与える影響はありません。 2. 連結決算:ニチュに承継されるフォークリフト事業の純資産に対する持分相当額の変動と取得するニチュ株式の時価との差額は損益として認識いたします。また、取得持分に応じたのれん（又は負ののれん発生益）を計上します。
ニチュ	本件会社分割は、「企業結合に関する会計基準」に基づき、逆取得となる吸収分割の会計処理を適用する予定です。

7. 今後の見通し

本件会社分割が、三菱重工の連結業績に与える影響につきましては、判明し次第開示いたします。4.（2）のとおり平成24年3月期の三菱重工の分割対象事業の売上高は1,140億円、ニチュの同期売上高は820億円（公表値）となっておりますが、統合会社は短期的には平成27年3月期において売上高約2,500億円、営業利益約150億円以上を目指しております。統合会社の連結業績予想につきましては、策定次第開示いたします。なお、本件会社分割が、三菱重工及びニチュの平成25年3月期の連結業績予想に与える影響はありません。

以 上

A 種類株式の内容

1. 発行株式の種類

A 種類株式

2. 剰余金の配当

ニチュは、剰余金の配当を行う場合には、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種類株式を有する株主（以下「A 種類株主」という。）又は A 種類株式の登録株式質権者（以下「A 種類登録株式質権者」という。）に対し、A 種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの配当金にその時点における取得比率（第 4 項②において定める。以下同じ。）を乗じて得られる金額（1 円未満の端数を切り捨てるものとする。）を、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位で、金銭により支払う。

3. 残余財産の分配

ニチュは、残余財産の分配をする場合には、A 種類株主又は A 種類登録株式質権者に対し、A 種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの残余財産にその時点における取得比率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数を切り捨てるものとする。）を、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位で、金銭により分配する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

① A 種類株主は、ニチュに対し、平成 45 年（2033 年）4 月 1 日までの間（以下「転換請求期間」という。）、いつでも、ニチュが A 種類株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。A 種類株式の取得の請求は、当該請求があった A 種類株式（但し、第 6 項に定める現金を対価とする取得条項に基づきニチュが取得した当該 A 種類株式を除く。）につき、当該請求があった日（以下「当初請求日」という。）の 60 日後の日（以下「取得請求効力発生日」という。）に行われたものとみなし、A 種類株式の取得と引換えに交付すべきニチュの普通株式の数は、A 種類株式 1 株につき、取得請求効力発生日における取得比率に相当する数とする。なお、A 種類株主は、当初請求日が転換請求期間に属するように取得の請求を行えば足りるものとする。また、A 種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算出に当たって、1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に規定する金銭は交付しないものとする。

② 取得比率は、1 とする。但し、以下に掲げる事由が発生した場合には、取得比率は、それぞれ以下の定めに従い調整されるものとする。

(a) 株式の分割又は併合が行われた場合

ニチュが普通株式につき株式の分割又は併合を行った場合における取得比率は、以下の算式により調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{株式分割・併合の効力発生直後の発行済普通株式の数}}{\text{株式分割・併合の効力発生直前の発行済普通株式の数}}$$

調整後取得比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日とする。

(b) 普通株式の発行等が行われた場合

ニチュが、下記に定める普通株式の時価に 0.9 を乗じた額を下回る払込金額をもって、普通株式を発行し又は保有するニチュの普通株式を処分（株式無償割当てを含み、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本②において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。以下「普通株式の発行等」という。）する場合における取得比率は、以下の算式により調整される。

$$\begin{array}{c}
\text{調整後} \\ \text{取得比率}
\end{array}
=
\begin{array}{c}
\text{調整前} \\ \text{取得比率}
\end{array}
\times
\begin{array}{c}
\text{普通株式の時価} \\ \times \\
\begin{array}{c}
\text{普通株式の発行等} \\ \text{の前の発行} \\ \times \\
\text{普通株式(自己+} \\ \text{株式を除く。)} \text{の} \\ \text{数}
\end{array}
\end{array}
\times
\begin{array}{c}
\text{普通株式の発行等の後に} \\ \text{発行済普通株式(自己株式を除く。)} \text{の数} \\
\begin{array}{c}
\text{普通株式の発行等} \\ \text{により新たに交付} \\ \text{された普通株式1} \times \\ \text{株当たりの払込金} \\ \text{額}
\end{array}
\end{array}
\times
\begin{array}{c}
\text{普通株式の発行等} \\ \text{により新たに交付され} \\ \text{た普通株式の数}
\end{array}$$

本項において、「普通株式の時価」とは、(i) 当該普通株式の発行等の基準日（基準日がない場合は、普通株式の発行又は処分についてはその払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）、無償割当てについてはその効力発生日とする。以下「調整基準日」という。）においてニチュの普通株式が上場している場合には、調整基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）におけるニチュの普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額（1 円未満の端数については、小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）をいうものとし、(ii) 調整基準日においてニチュの普通株式が上場していない場合には、調整基準日において以下の算式により算出されるニチュの 1 株当たり簿価純資産額（連結ベース）をいうものとする。

$$\begin{array}{c}
\text{ニチュの1株} \\ \text{当たり簿価純資産額} = \\ \text{(連結ベース)}
\end{array}
=
\begin{array}{c}
\text{最終の連} \\ \text{結貸借対} \\ \text{照表に基} \\ \text{づく純資} \\ \text{産額}
\end{array}
-
\begin{array}{c}
\text{（} \\ \text{貸借対照表の会計期間の} \\ \text{末日経過後に支払われた} \\ \text{金銭の額}
\end{array}
+
\begin{array}{c}
\text{新株式申込} \\ \text{証拠金及び} \\ \text{自己株式申} \\ \text{込証拠金}
\end{array}
+
\begin{array}{c}
\text{新株} \\ \text{予約権}
\end{array}
+
\begin{array}{c}
\text{少数株主} \\ \text{持分}
\end{array}
\begin{array}{c}
\text{（} \\ \text{）}
\end{array}
\times
\begin{array}{c}
\text{発行済普通株式} \\ \text{(自己株式を除く。)} \text{の数}
\end{array}
+
\begin{array}{c}
\text{発行済A種種類株式} \\ \text{(自己株式を除く。)} \text{の数}
\end{array}
\times
\begin{array}{c}
\text{取得比率}
\end{array}$$

なお、調整後取得比率の適用開始日は、調整基準日の翌日とする。

- (c) 上記(a)又は(b)に掲げる場合のほか、合併、会社分割又は株式交換による株式の発行又は処分、新株予約権の発行又は無償割当てその他上記(a)及び(b)に類する事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合には、その後の取得比率は、合理的に調整される。
- (d) 上記(a)又は(b)で使用する「調整前取得比率」は、調整後取得比率を適用する直前において有効な取得比率とする。

5. 普通株式を対価とする取得条項

ニチュは、転換請求期間経過後いつでも、別途取締役会が定める日の到来をもって、当該日における発行済 A 種種類株式（自己株式を除く。）の全部又は一部を取得し、これと引換えに、A 種種類株式 1 株につき、その時点における取得比率に相当する数の普通株式を交付することができる。

6. 現金を対価とする取得条項

ニチュは、A 種種類株式について第 4 項に定める普通株式を対価とする取得の請求がなされた場合には、ニチュの取締役会が別に定める日（当該取得の請求に係る取得請求効力発生日より前の日とする。）の到来をもって、当該取得の請求がなされた A 種種類株式の全部又は一部を取得することができる。また、ニチュは、転換請求期間の末日から 60 日後の日が経過した後はいつでも、ニチュの取締役会が別に定める日の到来をもって、当該日における発行済 A 種種類株式（自己株式を除く。）の全部又は一部を取得することができる。これらの場合、ニチュは、取得する A 種種類株式と引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A 種種類株主に対して、A 種種類株式 1 株につき、普通株式の時価に取得比率を乗じて得られる額の金銭を交付する。

本項において、「普通株式の時価」とは、(i) 取締役会が当該取得を決定した日（以下「取得決定日」という。）においてニチュの普通株式が上場している場合には、取得決定日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所におけるニチュの普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額（1 円未満の端数については、小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）

をいうものとし、(ii)取得決定日においてニチュの普通株式が上場していない場合には、取得決定日において以下の算式により算出されるニチュの 1 株当たり簿価純資産額（連結ベース）をいうものとする。

$$\begin{array}{l}
 \text{ニチュの 1 株} \\
 \text{当たり簿価純資産額} \\
 \text{(連結ベース)}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{最終の連結貸借} \\
 \text{対照表に基づく}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{l}
 \text{（} \\
 \text{剰余金の配当又は自己株式の取} \\
 \text{得により当該連結貸借対照表の} \\
 \text{会計期間の末日経過後に支払わ} \\
 \text{れた金銭の額}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{新株式申込} \\
 \text{証拠金及び} \\
 \text{自己株式申} \\
 \text{込証拠金}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{新株予約} \\
 \text{権}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{少数株主} \\
 \text{持分}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \text{）} \\
 \text{取得比率}
 \end{array}$$

7. 議決権

A 種種類株主は、ニチュの株主総会において議決権を有しない。

8. 種類株主総会の決議

ニチュが、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令において要求される場合を除き、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

9. 株式の併合及び分割、募集株式等の割当て等

ニチュは、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

ニチュは、A 種種類株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

10. 上記各項の他、本要項は各種法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

以 上